

○内閣府告示第三百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 釧路市
- 二 構造改革特別区域の名称 釧路市阿寒湖温泉地区共生型福祉サービス特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 釧路市の区域の一部（阿寒湖温泉地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受
入事業（九三四）

○内閣府告示第三百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 遠野市
- 二 構造改革特別区域の名称 遠野市民センター 学びのプラットホーム特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 遠野市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（八三四（八三五））

○内閣府告示第三百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県西八代郡市川三郷町
- 二 構造改革特別区域の名称 より安全で安心できる給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部（市川大門地区及び下大鳥居地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第三百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南国市
- 二 構造改革特別区域の名称 南国・土佐のまほろば どぶろく・リキユール特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 南国市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九））

○内閣府告示第三百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県高岡郡四万十町
- 二 構造改革特別区域の名称 四万十町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 高知県高岡郡四万十町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県球磨郡多良木町
- 二 構造改革特別区域の名称 多良木町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本県球磨郡多良木町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））